

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

訓 令	○ 三重県立学校事務決裁規程の一部を改正する訓令 ……………	高 校 教 育 課	1 頁
	○ 三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令 ……	教 職 員 課	2 頁
公 告	○ 三重県教育委員会委員長及び委員長職務代理者の選出について ……	教 育 総 務 課	3 頁

訓 令

教委訓第11号

各県立学校

三重県立学校事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成27年10月27日

三重県教育委員会委員長 前 田 光 久

三重県立学校事務決裁規程の一部を改正する訓令

三重県立学校事務決裁規程（平成15年教委訓第1号）の一部を次のように改正する。

別表の第2項を次のように改める。

2	学校教育に関する こと	1 年間行事計画の決定	○		※
		2 教育研究推進校等の申請	○		※
		3 入学、卒業、転学、退学、 休学等の承認	○		
		4 入学者選抜に関する事項	○		別に定める場 合を除く。
		5 入学願書の受付整理		○	
		6 通学・在籍・卒業・成績 証明書の発行		○	
		7 指導要録の作成に関する 事項	○		
		8 学校給食事務に関する事 項		○	

附 則

この訓令は、平成27年10月27日から施行する。

○三重県立学校事務決裁規程の一部を改正する教委訓案新旧対照表

改 正 案						現 行							
三重県立学校事務局事務決裁規程 平成15年5月27日 教委訓第1号 第1条～第5条(略) 別表						三重県立学校事務局事務決裁規程 平成15年5月27日 教委訓第1号 第1条～第5条(略) 別表							
区 分	事務の 種類	事 項	決裁区分			備考 (※印 は准校 長を置 く学校 で准校 長が専 決する もの)	区 分	事務の 種類	事 項	決裁区分			備考 (※印 は准校 長を置 く学校 で准校 長が専 決する もの)
			校 長	専決者						校 長	専決者		
				准 校 長	教 頭	事 務 長					准 校 長	教 頭	事 務 長
1	(略)												
2	学校教育に関する こと	1 年間行事計画の決定	○			※	2	学校教育に関する こと	1 年間行事計画の決定	○			※
		2 教育研究推進校等の申請	○			※			2 教育研究推進校等の申請	○			※
		3 入学、卒業、転学、退学、休学等の承認	○						3 入学、卒業、転学、退学、休学等の承認	○			
		4 入学者選抜に関する事項	○			別に定める場合を除く。			4 入学者選抜に関する事項	○			
		5 入学者願書の受付整理				○			5 入学者願書の受付整理				○
		6 通学・在籍・卒業・成績証明書の発行				○			6 通学・在籍・卒業・成績証明書の発行				○
		7 指導要録の作成に関する事項	○						7 指導要録の作成に関する事項	○			
		8 学校給食事務に関する事項				○			8 学校給食事務に関する事項				○
3 ～ 16 (略)						3 ～ 16 (略)							

教委訓第12号

局 中 一 般
教育関係機関

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。
平成27年10月27日

三重県教育委員会委員長 前 田 光 久

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令
三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程（平成8年教委訓第4号）の一部を次のように改正する。
別表第2個別決裁事項（4）教職員課の第9項を次のように改める。

9	公立学校教職員の服務に関する事務	1 地方公務員法第55条の2の規定による在籍専従の許可	○							
		2 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三重県条例第2号）第17条第1号の規定による福利厚生等休暇の承認			○					
		3 地方公務員法第38条の規定による営利企業等の従事の許可（県立学校教職員に係るものに限る。）								
		(1) 次号以外のもの	○							
		(2) 一般教職員に係るもの			○					
		4 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第17条の規定による兼職又は兼業の承認								
		(1) 校長に係るもの	○							
		(2) 校長以外の教職員に係るもの（県立学校教職員に係るもののうち、P T A等が主催し週休日等に実施する講習の事務及び進学・就職対策のための試験の監督業務に従事する場合を除く。）			○					
		5 履歴事項等の証明								
	県立学校教職員に係るもの			○						

附 則

この訓令は、平成27年11月1日から施行する。

公 告

三重県教育委員会委員長の任期満了に伴う選挙の結果、次のとおり委員長及び委員長職務代理者が選出されました。

平成27年10月19日

三 重 県 教 育 委 員 会

三重県教育委員会委員長 前 田 光 久
同 委員長職務代理者 森 脇 健 夫
(任期：平成27年10月26日から平成28年10月25日まで)

発行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印刷
有限会社第一プリント社